

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行情）諮問第241号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第306号）

事件名：航空自衛隊報第1614号等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『航空自衛隊報』2014年1月～3月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
＊＊開示対象文書は2014.3.31一本本B1161と同じ。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月25日付け防官文第20546号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、

平成27年12月25日付け防官文第20546号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして文書1ないし文書6（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 航空自衛隊報の作成及び保有の方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりである。

ア 「航空自衛隊報の発行に関する達」（昭和49年航空自衛隊達第11号）2条は、航空自衛隊報は、「航空自衛隊達、例規通達類、航空幕僚長の行う人事発令その他の必要な事項を掲載し、航空自衛隊全般に周知させることを目的とする」と規定している。

イ 航空自衛隊報は、航空幕僚監部総務部総務課文書班（以下「総務課文書班」という。）が作成しており、各部隊等に送付した紙媒体及びPDFファイルでの保存・管理を行っている。

ウ 総務課文書班は、航空自衛隊報を作成するに当たり、まず、作成元である担当課室等から航空自衛隊報へ掲載する浄書文書（公印が省略され字句修正等がなされたもの）の提出を受ける。

次に、総務課文書班は、提出を受けた原稿を貼付するための航空自衛隊報の表紙及び必要となる頁数の様式を作成し、当該様式に原稿を貼付するといった編集作業を行い、完成した航空自衛隊報をスキャンしてPDFファイル化している。

そして、総務課文書班においては、航空自衛隊報を、紙媒体又はPDFファイルの形式で各部隊等に配布するとともに、自ら保存・管理している。

エ 航空自衛隊報をPDFファイル化して保存・管理している理由は、航空自衛隊報の保存期間は航空自衛隊文書管理規則51条で定める文書保存期間基準により30年とされているため、ソフトの刷新及び廃止などにより互換性を失い、使用不可となることがないように、汎用性の高いPDFファイルで保存・管理するのが適当であるからである。

なお、上記表紙及び様式に係る電磁的記録については、PDFファイル化した後は必要がなくなるため、削除して廃棄している。

(2) 諮問庁から「航空自衛隊報の発行に関する達」及び上記文書保存期間基準の提出を受け、当審査会において確認したところ、その内容は諮問庁が上記(1)で説明するところであり、紙媒体及びPDFファイルに

よって配布及び保存・管理しており，他の電磁的記録については保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然，不合理な点は認められない。

（３）したがって，防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（PDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 航空自衛隊報第 1 6 1 4 号
- 文書 2 航空自衛隊報第 1 6 1 6 号
- 文書 3 航空自衛隊報第 1 6 1 7 号
- 文書 4 航空自衛隊報第 1 6 1 9 号
- 文書 5 航空自衛隊報第 1 6 2 0 号
- 文書 6 航空自衛隊報第 1 6 2 3 号